

代理権限証書等 交付申請書

日本鉄道共済組合

事務局 長 殿

令和 年 月 日申請

申請人 (※1)	フリガナ
	氏 名 ⑩
	〒 ー
	住 所
	電話番号 ()
借入された方（借受人）の氏名	借入された方（借受人）の生年月日
*カタカナでご記入ください	明・大・昭 年 月 日生

借受人は、昭和 年 月 日、日本鉄道共済組合（旧国鉄共済組合）から住宅貸付金を借入れたことにより抵当権（買戻特約）の設定を受けましたが、 昭和 年 月 日 不明

に住宅貸付金を完済しています。しかし、完済時から3カ月以内に抵当権（買戻特約）の抹消登記を行うべきところ、手続を失念していたため、いまだに抵当権（買戻特約）が登記簿「全部事項証明書」に設定されたままの状態になっています。

つきましては、抵当権（買戻特約）抹消登記の手続を行いたいため、下記の抹消登記に必要なとなる代理権限証書等の交付を申請します。

なお、手続終了後は日本鉄道共済組合の閉鎖登記簿謄本を返送します。

記

代理権限証書等（抹消登記に必要な書類）	請求通数
日本鉄道共済組合代表者の 印鑑証明書（※2）	通
日本鉄道共済組合の 閉鎖登記簿謄本	1通
日本鉄道共済組合と国鉄共済組合の同一性等について	1通
抵当権（買戻特約）抹消登記申請の 委任状	1通
登記原因証明情報	1通

(※1) 申請人とは

- ・全部事項証明書【権利部(乙区)】の債務者
- ・全部事項証明書【権利部(甲区)】の所有者
- ・新たに相続人となる方
- ・抹消手続を依頼された司法書士の方

(※2) 印鑑証明書について

「抵当権設定契約書（法務局の登記済印が押されたもの）」を所持している場合は、不要です。所持していない場合は、収入印紙500円分を送付してください。

代理権限証書等の交付申請について

1. 【申請人が日本鉄道共済組合へ】申請書と一緒に提出するもの

書類 / 印紙・切手	備 考
司法書士への委任状(写) 1通	抹消手続を司法書士に委任される場合のみ必要
抵当権設定契約書(写) または 収入印紙500円分	「抵当権設定契約書(法務局の登記済印が押されたもの)」を紛失した場合は、収入印紙500円分を送付してください
全部事項証明書(写) 1通	抵当権者(買戻権者)が日本鉄道共済組合(国鉄共済組合)と記載されているもの
郵便切手① 530円分	【日本鉄道共済組合から申請人へ】 簡易書留で必要書類を送付する際に使用します 申請人以外に送付希望の場合は、送付先を明記してください
郵便切手② 490円分	【申請人から日本鉄道共済組合へ】→詳しくは4.へ 閉鎖登記簿謄本が還付されます(法務局から返してもらう) ので、日本鉄道共済組合あて返送用封筒に使用します

* 郵便切手①、郵便切手②は別々に用意してください。合算しないでください。

送付先「代理権限証書等交付申請書」と「1. 申請書と一緒に提出するもの」を送付

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号 横浜アイランドタワー19階

日本鉄道共済組合 総務係 宛

TEL. 045-222-9673

2. 【日本鉄道共済組合から申請人へ】送付されるもの

ア. 交付申請のあった書類一式

イ. 日本鉄道共済組合の閉鎖登記簿謄本 の(写)

ウ. 返送用封筒(簡易書留・切手付) →詳しくは4.へ

3. 【申請人から法務局へ】提出するもの

法務局備え付けの「抵当権抹消登記申請書」に必要事項を記入・捺印し、登記に必要な印紙を貼付して、日本鉄道共済組合から送付された「2. 【日本鉄道共済組合から申請人へ】送付されるもの」を法務局の窓口に提出してください。

※日本鉄道共済組合【会社法人等番号 0200-05-006788】

4. 【申請人から日本鉄道共済組合へ】閉鎖登記簿謄本の返送について

抵当権抹消手続終了後、法務局から、日本鉄道共済組合の閉鎖登記簿謄本が返されます。

返送用封筒に入れ、郵便局窓口にて簡易書留で返送してください。